

令和2年10月2日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

ともに生きる社会かながわ推進特別委員会資料

1	障がい福祉計画について	1
2	意思決定支援の取組みについて	11

1 障がい福祉計画について

(1) 策定の趣旨

各市町村を通ずる広域的な見地から、障がい者及び障がい児の地域生活を支える障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第89条第1項の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく障害児福祉計画を一体とした計画として、平成30年3月に第5期計画を策定した。

(2) 目的

障害者基本法に基づき策定した「かながわ障害者計画」の理念や考え方を、障害者総合支援法に基づくサービス実施計画として具体化することにより、誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

(3) 計画期間

平成30年度から令和2年度まで

(4) 基本理念等

ア 基本理念

「ひとりひとりを大切にする」

イ 基本方針

「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す

ウ 基本的な視点

(ア) 地域生活に向けて

- a 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- b 地域生活支援の取組み
- c 施設機能について

(イ) 地域生活を支えるサービスの充実

- a ライフステージに沿った支援の促進
- b 障がい児支援体制の構築
- c 医療的ケアを要する方を支える仕組みの構築
- d 発達障がいや高次脳機能障がいなどへの対応

(ロ) 障がい特性等に配慮した支援

(ハ) 障がい保健福祉圏域レベルでの支援

(ニ) 障がいを理由とする差別の解消等の推進

(ホ) 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念普及

(5) 成果目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和2年度を目標年度として、広域的な見地から、各市町村の障がい福祉計画との整合を図りつつ成果目標を設定した。

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【成果目標】

- ・ 令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数4,899人のうち、470人（10%）が地域生活へ移行することを目指す。
- ・ 令和2年度末の施設入所者数を、平成28年度末に対し74人（2%）の減少を見込む。

<目標達成に向けた主な方策>

- ・ 相談支援従事者養成研修等により、相談支援専門員の数・質の充実を図る。
- ・ 県内施設入所者の家族・職員に対する障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの理解促進を図る。
- ・ 重度障がい者の地域生活移行に向けて、グループホーム等の整備を支援する。
- ・ 地域生活移行に対する不安を解消し理解が深まるよう、グループホームの体験利用を促進する。
- ・ 重度障がい者の地域生活移行を支える人材を育成する。

<進捗状況>

項目	令和2年度 目標	実績			進捗率
		平成30年度	令和元年度	累計	
平成28年度末 時点の施設入 所者のうち地 域生活に移行 した人数	470人	平成29～30年 度累計 79人	52人	131人	27.8%

項目	令和2年度 目標	実績		進捗率
		平成30年度	令和元年度	
施設入所者の減少 少数 (平成28年度末 対比)	74人減 令和2年度末の 入所者数 4,825人	62人減 平成30年度末の 入所者数 4,837人	77人減 令和元年度末の 入所者数 4,822人	104.0%

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【成果目標】

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場を、令和2年度までに県の保健福祉事務所・同センター及び市（政令市を除く）が設置する11か所の保健所に、それぞれ設置する。また、政令市でも、それぞれ協議の場を設置する。
- 令和元年6月末時点から入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率を、それぞれ69%、84%、90%にする。
- 令和2年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数を5,594人とし、このうち、65歳以上は2,926人、65歳未満は2,668人とする。

<目標達成に向けた主な方策>

- 医療保護入院した患者の退院促進のため、地域で精神障がい者を支援する人材の育成を進める。
- 長期入院患者の地域生活移行に向けて、地域相談支援や計画相談支援の提供体制を計画的に整備する。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、長期入院患者の状況把握、地域課題の共有のほか、関係機関を対象とした研修会等を行い、支援体制づくりを図る。

<進捗状況>

(7) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項目	区分	令和2年度 目標	実績		進捗率
			平成30年度	令和元年度	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況	県・市	11保健所に設置	11保健所に設置(累計)	11保健所に設置(累計)	100%
	政令市	3政令市に設置	2政令市に設置(累計)	3政令市に設置(累計)	100%

(1) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	令和2年度 目標	実績 [※]		進捗率
		平成30年度	令和元年度	
入院後3か月時点の退院率	令和元年6月末から3か月時点 69%	平成29年3月末から3か月時点 68%	平成30年6月末から3か月時点 (参考) 58%	(参考) 84.1%
入院後6か月時点の退院率	令和元年6月末から6か月時点 84%	平成29年3月末から6か月時点 85%	平成30年6月末から6か月時点 (参考) 82%	(参考) 97.6%
入院後1年時点の退院率	令和元年6月末から1年時点 90%	平成29年3月末から1年時点 91%	平成30年6月末から1年時点 (参考) 90%	(参考) 100%
1年以上の長期入院患者数	令和2年6月末時点 5,594人 うち65歳以上 2,926人 65歳未満 2,668人	平成30年6月末時点 6,521人 うち65歳以上 3,528人 65歳未満 2,993人	令和元年6月末時点 6,417人 うち65歳以上 3,520人 65歳未満 2,897人	87.1%

※ 国が調査方法を変更し、各年3月に入院した患者の退院率を把握することとなったが、令和元年度実績については、令和2年9月末時点で必要なデータが公表されていないため、別の調査に基づく数値（平成30年6月末基準）を参考として記載

ウ 地域生活支援拠点等の整備

【成果目標】

各市町村の個別の状況に応じ、市町村において地域生活支援拠点等を整備する。

<目標達成に向けた主な方策>

- ・ 各市町村の地域生活支援拠点等の整備状況を把握し、整備が進んでいる市町村の情報など、有効な情報提供等を行う。
- ・ 単独での機能整備が困難な市町村に対し、市町村間の調整を行うための協議の場の設置等を支援する。

<進捗状況>

項目	令和2年度 目標	実績		進捗率
		平成30年度	令和元年度	
地域生活支援拠点等整備済み市町村数	33市町村	8市(累計)	8市(累計)	24.2%

エ 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

【成果目標】

- ・ 令和2年度中に福祉施設の利用から一般就労に移行する人数を、1,794人（平成28年度実績1,134人の1.6倍）とする。
- ・ 令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数を、4,152人（平成28年度末利用者数2,458人の7割増）とする。
- ・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所の割合を、令和2年度に全体の5割とする。
- ・ 令和2年度の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

<目標達成に向けた主な方策>

- ・ 障がい保健福祉圏域ごとの広域的な就労支援ネットワークを充実し、一般就労及び就労定着支援の強化に取り組む。
- ・ 障害者雇用促進センターにおいて、企業支援や就労支援機関の支援を行うとともに、障がい者雇用に関する情報提供を図るなど、関係機関と連携しながら支援を行う。

<進捗状況>

項目	令和2年度 目標	実績		進捗率
		平成30年度	令和元年度	
年間一般就労者数	1,794人 (平成28年度比 160%)	1,277人 (同112.6%)	1,371人 (同120.9%)	76.4%
就労移行支援事業の利用者数	4,152人 (平成28年度比 170%)	3,340人 (同135.9%)	3,735人 (同152.0%)	89.9%
就労移行率が3割以上の事業所の割合	50%	31.6%	41.3%	82.6%
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	令和元年度以降算出	86.3%	107.8%

オ 障害児通所支援等の提供体制の確保

【成果目標】

医療的ケア児が、心身の状態に応じた適切な支援を受けられるよう、平成30年度末までに、県、各障がい保健福祉圏域及び各市町村に、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

<目標達成に向けた主な方策>

- ・ 協議の場では、障がい保健福祉圏域及び市町村を含む重層的な構造により、地域における取組みの拡大を図るとともに、各種課題等の連絡・調整の機能を含めた検討を行う。
- ・ 医療的ケア児やその家族の地域生活を支えるため、障害児通所支援等の事業に従事する人材の養成や、地域の拠点となる施設の整備に係る支援などの基盤整備を進める。
- ・ 地域で医療的ケア児を支援する支援者及び関係機関の調整等の役割を担うコーディネーターを養成し、各障がい保健福祉圏域及び各市町村への配置を促す。

<進捗状況>

項目	区分	平成30年度 目標	実績		進捗率
			平成30年度	令和元年度	
医療的ケア児 のための協議 の場の設置状 況	県	設置	設置済	設置済	100%
	圏域	8圏域に 設置	7圏域で設 置済(累計)	8圏域で設 置済(累計)	100%
	市町村	33市町村 に設置	19市町で設 置済(累計)	22市町で設 置済(累計)	66.6%

(6) 指定障害福祉サービス等の必要量の見込み及び見込量確保のための方策

ア 必要量の見込み

県内すべての市町村障がい福祉計画の数値を、障がい保健福祉圏域ごとに集計し、平成30年度から令和2年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（サービス見込量）を定めている。

イ サービス見込量確保のための主な方策

(7) 多様な事業者の参入とサービスの質の確保

- ・ 障害福祉サービス等の情報公表制度を導入し、適切に運用する。
- ・ 障害福祉サービス等の事業に従事する人材の育成や事業所の指導等に取り組む。

(4) 地域生活支援のための施設機能の活用

市町村と連携し、「障害者地域生活サポート事業」により、障がい者の地域生活を支援する。

(ウ) グループホームの設置促進

- ・ 「障がい者グループホームサポートセンター」において、グループホームの設置・運営に関する助言や、職員の支援技術向上のための研修等を実施する。
- ・ 重度障がい者等のグループホームの整備を促進するとともに、市町村と協力して、グループホームの運営に対する支援を実施する。
- ・ 精神障がい者を支援するグループホームの人材を養成することにより、精神障がい者のグループホーム設置を

支援する。

(I) 医療的ケアや精神障がいに対応できる人材の養成

- ・ 施設と在宅の両面で、障がい者等が安心して医療的ケアを受けられるよう人材養成を進める。
- ・ 精神障がい者へのホームヘルプサービスに必要な知識や技術を習得したホームヘルパーの養成と支援技術の向上を図る。

(オ) 障害福祉サービス等地域拠点事業所の配置と日中活動の場の確保

- ・ 障がい特性により支援が困難なケースや、緊急的な支援が必要なケースに年間を通じて対応できる体制を整備するため、県と市町村が協力し、障害福祉サービス等地域拠点事業所を配置している。
- ・ 日中活動の場を確保するため、在宅の重度障がい者等の生活介護事業所などの整備促進、障がい者の福祉的就労に係る支援を実施する。

(カ) 緊急時や介護者のレスパイトのための短期入所の充実

短期入所事業所が、在宅の重度障がい者等の障がい特性に応じたサービスを提供するために必要な施設・設備の整備を促進するとともに、市町村に対し、介護者のレスパイト（休息）の拡大を図る事業を支援する。

(キ) 相談支援従事者の養成・確保と相談支援体制の充実

相談支援専門員に必須となっている研修に加え、相談支援従事者のスキルアップのための研修や主任相談支援専門員養成のための研修の実施、相談支援事業所への人材養成・確保等の支援など、相談支援体制の充実強化に取り組む。

ウ 令和元年度の指定障害福祉サービス等の利用実績

サービスの区分		単位	令和元年度見込量 (A)	令和元年度実績 (B)	B / A
訪問系サービス	居宅介護等	時間 ^{※1}	440,805	417,635	94.7%
		人	17,775	16,650	93.6%
日中活動系サービス	生活介護	人日 ^{※2}	357,113	350,403	98.1%
		人	19,765	19,264	97.5%
	自立訓練 (機能訓練)	人日	2,071	3,621	174.8%
		人	158	133	84.2%
	自立訓練 (生活訓練)	人日	9,007	5,257	58.4%
		人	552	392	71.0%
	就労移行支援	人日	61,572	48,078	78.1%
		人	3,523	2,904	82.4%
	就労継続支援 (A型)	人日	37,322	38,095	102.1%
		人	1,931	1,969	102.0%
	就労継続支援 (B型)	人日	205,864	186,678	90.7%
		人	12,417	11,437	92.1%
就労定着支援	人	2,451	1,223	49.9%	
療養介護	人	889	836	94.0%	
短期入所	人日	25,619	20,774	81.0%	
	人	4,769	3,732	78.3%	
居住系サービス	自立生活援助	人	852	27	3.2%
	共同生活援助	人	9,296	9,442	101.5%
	施設入所支援	人	4,911	4,803	97.8%
指定地域相談支援	地域移行支援 ^{※3}	人	193	173	89.6%
	地域定着支援 ^{※3}	人	312	401	128.5%
指定計画相談支援	計画相談支援	人	35,584	16,846	47.3%

※1 「時間」は月間の延べ利用時間数

※2 「人日」は月間の延べ利用日数（10人が月に20日利用した場合は200人日）

※3 「地域移行支援」、「地域定着支援」は年間の実利用者数

エ 令和元年度の障害児通所支援・障害児入所支援等の利用実績

サービスの区分		単位	令和元年度見込量 (A)	令和元年度実績 (B)	B / A	
障害児通所支援	児童発達支援	人日	57,317	58,512	102.1%	
		人	7,623	8,032	105.4%	
	医療型児童発達支援	人日	2,588	1,651	63.8%	
		人	280	239	85.4%	
	放課後等デイサービス	人日	177,881	170,612	95.9%	
		人	17,529	19,487	111.2%	
	居宅訪問型児童発達支援	人日	513	0	0%	
		人	62	0	0%	
	保育所等訪問支援	人日	897	575	64.1%	
		人	488	373	76.4%	
	障害児相談支援	障害児相談支援	人	13,309	6,886	51.8%
	障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	人	545	308	56.5%
医療型障害児入所支援		人	216	163	75.5%	

2 意思決定支援の取組みについて

(1) 意思決定支援とは

ア 定義

障がい者の意思決定支援とは、「自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う行為及び仕組み」とされている（平成29年3月、厚生労働省社会・援護局「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」）。

イ 法令上の位置付け

(ア) 障害者基本法

障害者の権利に関する条約の批准に向け国内法が整備される中、障害者基本法（昭和45年法律第84号）では、平成23年7月の改正において、「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない」旨が明記された。

(イ) 障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）においては、平成23年の障害者基本法の改正を踏まえ、平成24年の改正により「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される」といった基本理念や、指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等に対し、「障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨が明記された。

ウ 意思決定支援ガイドライン

国は、社会保障審議会障害者部会での検討結果等を踏まえ、平成29年3月に、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を発出した。

このガイドラインは、意思決定支援について定義するとともに、事業者がサービスを提供する際の障害者の意思決定支援に関する考え方を整理し、本人の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的としている。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
(平成29年3月、厚生労働省社会・援護局)
構成

I はじめに

- 1 ガイドライン策定の背景
- 2 ガイドラインの趣旨

II 総論

- 1 意思決定支援の定義
- 2 意思決定を構成する要素
- 3 意思決定支援の基本的原則
- 4 最善の利益の判断
- 5 事業者以外の視点からの検討
- 6 成年後見人等の権限との関係

III 各論

- 1 意思決定支援の枠組み
- 2 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮
- 3 意思決定支援の根拠となる記録の作成
- 4 職員の知識・技術の向上
- 5 関係者、関係機関との連携
- 6 本人と家族等に対する説明責任等

IV 意思決定支援の具体例

- 1 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援
- 2 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援
- 3 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

(2) 本県の取組み

ア 総合計画、個別計画での位置付け

(7) かながわランドデザイン

現行の第3期実施計画（2019～2022年度）において、プロジェクト4「障がい児・者」のうち「障がい児・者の生活を支えるサービスの充実」の具体的な取組みとして、意思決定支援を推進するための相談支援体制の強化を位置付けている。

(イ) 神奈川県障がい福祉計画

現行の第5期計画（2018～2020年度）において、「基本的な視点」の中に、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援を位置付けている。

(ウ) かながわ障がい者計画

現行計画（2019～2023年度）において、4つの柱の1つである「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み」の中で、意思決定支援の推進を位置付けている。

(エ) 神奈川県地域福祉支援計画

現行の第4期計画（2018～2020年度）において、3つの柱の1つである「しくみづくり」の中で、意思決定支援や相談支援体制の充実を位置付けている。

イ 津久井やまゆり園に関連する意思決定支援の取組み

(7) 経緯

県立の障害者支援施設である津久井やまゆり園において、平成28年7月26日、利用者19人の命が奪われ、27人が負傷する、大変痛ましい事件が発生した。

平成29年10月、県は、津久井やまゆり園再生基本構想を策定し、この中で、事件によって心身に傷を負った利用者の尊厳の回復とともに、「利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思がある。」という理念のもと、「利用者の方々が望む暮らしや支援については、より丁寧に時間をかけ、適切な手続きにより、意思決定を支援する」こととした。

(イ) 取組状況

a 事前説明、関係機関との調整

意思決定支援の趣旨や取組み等について理解いただくため、利用者、家族会、関係市町村、相談支援事業所等への説明会を開催したほか、施設の指定管理者の法人本部及び施設職員等との事前調整を行った。

b 意思決定支援チームの設置

意思決定支援の対象となる利用者119名^{*}について、利用者ごとに、相談支援専門員、サービス管理責任者、支援担当職員、市町村及び県職員等で構成する「意思決定支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を設置した。

※芹が谷園舎以外の施設等で生活する利用者も含めた人数

c 意思決定支援専門アドバイザーの配置

第三者の立場、専門家の立場から、個々の支援チームや全体の取組みの進捗や方向性等について助言を行う「意思決定支援専門アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を6名（現在は7名）配置した。

d 各支援チームでの担当者会議の実施

各支援チームでは相談支援専門員が責任者となって定期的に担当者会議を行い、対象利用者の支援状況の確認や、サービス等利用計画等の見直し検討を集中的に行っている。

e 日中活動の充実、体験・見学等の実施

施設での日中活動の充実等に取り組むとともに、地域での生活を体感いただくためにグループホーム等の体験・見学を実施している。これらを記録し集約しつつ、利用者の意思表示や好み等について支援チームで丁寧にアセスメントを進めることで、本人の意思や望む暮らしのあり方を明らかにするとともに、生活の場の方向性を検討している。

f 意思決定支援検討会議の開催

個々の利用者それぞれについて、意思決定支援の進捗状況にに応じ、利用者本人、家族、支援チーム、アドバイザー等が参加する

「意思決定支援検討会議」を開催し、利用者が望む暮らしや生活の場の方向性を検討している。

＜津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の取組状況＞

(令和2年8月31日現在)

項目	実人数	延数
意思決定支援の対象利用者（全利用者）	119人	—
担当者会議を開催した利用者	123人*	645回
体験・見学を実施した利用者	81人	274人
意思決定支援検討会議を開催した利用者	57人	64回
地域生活に移行された利用者	10名程度	

※意思決定支援の対象者は、現在119名であるが、実人数、延数については、取組み開始後に亡くなられた方等も含まれている。

(ウ) 今後の取組み

今後も、利用者一人ひとりの意思が反映された生活の実現を目指し、意思決定支援の取組みを継続していくが、津久井やまゆり園の再整備により、令和3年度に新園舎（津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園）の完成が見込まれていることから、まずは令和3年度に予定されている、現在の仮入所先から新園舎への移転等に向け、各利用者の新たな生活の場の方向性を取りまとめていく。